

《4月30日版》

島原鉄道 新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴う

運休並びに減便、通学定期券の取り扱いについて

＜鉄道・バス共通＞

休校に伴う通学定期券の取扱い

（実施内容）希望のお客様については定期券の有効期限のうち休校期間における未使用の日数だけ期間延長を可能とします（下記のとおり）

通学定期券の期間延長をする場合は、**学校再開の前日までにお申し出ください。**

有効期間の延長は学校再開の当日から延長いたします。

但し、学校再開までの間は、通学定期券はご利用いただけませんのでご注意ください。

すでに期間延長の手続きを済まされたお客様は
学校再開が決まり次第、再度期間延長の手続きをお願い致します。

※有効期間延長の受付は、有人駅、バス営業所で承ります。

※払い戻しを希望される場合は、窓口にてお申し出いただいた日から当社規定に従い無手数料で払い戻し致します

（実施期間） 2020年4月22日（水）～ 学校再開の前日まで

【お問合せ先】

島原鉄道株式会社	営業所	0957-62-4707
	鉄道部	0957-62-2232
	自動車部	0957-62-2234

島原鉄道ホームページ <https://www.shimatetsu.co.jp/>